

相生場外発売場における場外発売事務及び場間場外発売事務の委託について

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号及び第3号の規定に基づき、相生場外発売場における場外発売事務及び場間場外発売事務を委託したので、伊丹市モーターボート競走実施事務の私人への委託に関する規程（平成26年伊丹市ボート管理規程第15号）第7条の規定により告示する。

令和8（2026）年4月1日

伊丹市ボートレース事業局  
伊丹市モーターボート競走事業管理者  
多田 勝志

記

- 1 受託者 東京都台東区柳橋一丁目5番5号  
富士レックス株式会社  
代表取締役社長 鈴木 琢 二
- 2 委託事業の内容
  - (1) 舟券の作成事務
  - (2) 舟券の発売事務
  - (3) 払戻金及び返還金の交付事務
  - (4) 相生場外発売場の秩序維持事務
  - (5) 前4号に関連する事務
  - (6) 相生場外発売場の運営に関する業務
  - (7) 総合払戻に関する業務
- 3 委託期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで